

資格規定

(下水道管きょ更生施工管理技士)

平成 30 年 5 月 (改訂)

令和 4 年 6 月 (改訂)

令和 4 年 10 月 (改訂)

令和 8 年 5 月 (改訂)

下水道管きょ更生施工管理技士資格制度規定

第1章 総 則

第1条 （名称及び管理者）

本規定は、下水道管きょ更生施工管理技士資格と称し、管理責任者は一般社団法人 日本管更生技術協会（以下当協会という）である。

第2条 （目的）

下水道管きょ更生工事を確実に実施できる証しとして資格を認定することを目的とし、下記に示す知識を有する者に資格を認定する。

— 記 —

1. 以下、第5条に規定される資格委員会が認める（公財）下水道新技術推進機構の審査証明書を取得した技術を有する各ブランド工法を、現場条件に合わせ下水道管きょ更生工事が実施できる知識・技能を有すること。
2. 更生工法の設計及び更生管の特性に関する知識を有すること。
3. 下水道管きょ更生工事における品質管理、安全管理、施工管理の知識を有すること。
4. 管路崩壊のメカニズムと管更生技術の適用に関する基礎知識を有すること。
5. 下水道管きょ更生を実施するために必要とされる建設業法や下水道法等の関連法令の知識を有すること。

第3条 （認定）

当協会が実施する資格試験合格者に、会長が下水道管きょ更生施工管理技士資格を認定する。

第4条 （資格者の責務）

本資格取得者は、下水道管きょ更生工事の設計・施工・工程・安全・品質等の下水道管きょ更生工事施工管理全般と監督責務を担う。

第2章 組 織

第5条 (JPR 資格試験制度委員会)

本規定の活動組織は、会長のもとに **JPR 資格試験制度グループ委員会**（以下、資格委員会という）を置くものとする。

資格委員会のメンバーは、当協会の理事及び管更生技士資格習得者、及び当協会に属さない学校教育法に規定する大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にある者、若しくはこれらの職にあった者又は土木に関する科目の研究により博士の学位を授与された者より会長が選任し、本人の受託確認をもって結成される。

第3章 試験及び資格者証

第6条 (試験の方法と認定)

- 1次試験は筆記（択一選択）試験とする。
- 2次試験は資格委員会が認定する研修会を受講後、工法種別の技術確認試験とする。

（公財）下水道新技術機構の審査証明書を取得した技術を有する各工法協会が行う技術者講習の修了者は、講習修了書の提出により 2 次試験の一部が免除される。

試験合格者は、合格通知後、良好な健康状況を証するため当協会に運転免許証の写し、または住民票、及び健康に関する自己申告書を提出し、確認後合格証書、資格者証が発行され認定される。

第7条 (有効期限と更新及び登録の抹消)

- ① 合格通知後の合格証の期限は無期限とする。
- ② 資格者証の有効期限は5年とする。
- ③ 資格者証の更新は5年間に於いて下水道に関連する実務経験があること、かつ JPR 管更生研修会（第5章に示す）を10時間以上の受講経歴があること。
- ④ 良好な健康状況を証するため、運転免許証の写し、または住民票、及び健康に関する自己申告書の提出を必須とする。
- ⑤ 登録及び証明等を受けた者が不正又は著しく不当な行為をした場合には資格委員会で審議して不良・不適格な者と判断された場合は会長が登録を抹消する。

第8条 (試験の出題)

本規定における資格試験出題は下記に示すテキスト、マニュアル、資料から選出される。

— 記 —

- ① 「下水道管きょ更生施工管理技士テキスト」(一社)日本管更生技術協会 (2016 年 4 月)
- ② 「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2017 年版-」
(公社)日本下水道協会 (2017 年 7 月)

③ 関連法令

労働基準法	(昭和 22 年 法律第 49 号)
消防法	(昭和 23 年 法律第 186 号)
建設業法	(昭和 24 年 法律第 100 号)
火薬類取締法	(昭和 25 年 法律第 149 号)
道路運送車両法	(昭和 26 年 法律第 186 号)
道路法	(昭和 27 年 法律第 180 号)
下水道法	(昭和 33 年 法律第 79 号)
道路交通法	(昭和 35 年 法律第 105 号)
河川法	(昭和 39 年 法律第 167 号)
労働安全衛生法	(昭和 47 年 法律第 49 号)

第9条 (受験資格及び申し込み)

① 受験資格 (1 次試験)

1 級土木施工管理技士、2 級土木施工管理技士、1 級管工事施工管理技士、2 級管工事施工管理技士、技術士いずれか (左記全ての資格の補を含む) の保有者、又は土木工事、管工事で 10 年以上かつ 2 件以上の管更生実務経験者を受験資格対象者とする。

又は当協会が実施した JPR 管更生研修会 (第 5 章に示す) 受講時間が 20 時間を超える研修受講者。

② 各ブランド工法の技術認定試験 (2 次試験)

CIPP(現場硬化管)工法	スルーリング工法、ARIS ライナー工法、K-2 工法
スパイラル巻き管工法	SW ライナー工法
マンホール更生工法	ターヤン工法
その他 (さや管・塗布型等) 工法	Amiblu NC パイプ工法 塗布型ライニング工法

※ 上記他、(公財)下水道新技術推進機構の審査証明書を取得した技術を有する各ブランド工法を含む。他協会の工法については、工法協会の講習修了書により判断し、明記する。

③ 申し込み方法

当協会ホームページに掲載される実施案内及び受験申込書をダウンロードし、所定の期日までに必須事項を記入した受験申込書と受験希望工法種別の工法協会の講習修了書を本部事務局に郵送するとともに受験手数料を納付する。

第10条 (試験の開催)

本規定による資格試験の開催は、年1回とし全国主要都市で開催される。

ただし、資格委員会の決議により追加開催できるものとする。

資格試験開催予定内容は年度初めに新聞や当協会ホームページ及び当協会作成ポスター等で開示する。

第11条 (資格者証)

下記に資格者証の記載内容を示す。

(表)

資格者証		
下水道管きよ更生施工管理技士	S16000001	資格者証番号
圧力管路更生施工管理技士	P16000001	
	氏 名 管 更 生	
	生 年 月 日 2000年4月1日	
	発行年月日 2016年11月1日	
2021年10月31日まで有効		有効期限
 一般社団法人 日本管更生技術協会 代表理事 小野浩成		

(裏)

工法種別		
CIPP(現場硬化)管工法	マンホール更生工法	(一例)
スルーリング工法	ターヤン工法	工法種別工法名
ARISライナー工法		ブランド名工法
スパイラル管巻き工法	その他(さや管・塗布型)工法	
SWライナー工法	Amiblu NC パイプ工法	
	塗布型ライニング工法	

第4章 運 用

管更生工事を実施する場合は、資格者証は常に携帯するものとする。資格者証表面は本人確認及び有効期限を示す。裏面には施工管理知識を有する工法種別とブランド名工法を示している。

ブランド名工法の記載のない資格者証は工法の実施が許諾されていないもので、その施工知識もないとする。

第5章 JPR 管更生研修会

第13条 (JPR 管更生研修会)

JPR 管更生研修会を全国各地で開催する。主要地区は、東京・名古屋・大阪・福岡・札幌とする。

第14条 (JPR 管更生技術発表会)

管更生の課題、解決手段の討議、及び失敗例の発表等を行う JPR 管更生技術発表会を年1回開催する。開催場所は茨城県つくば市とする。

第15条 (JPR 管更生研修会開催のお知らせ)

JPR 管更生研修会開催のお知らせは、JPR ホームページ及び、下水道協会誌に1年の予定を掲載する。また他の開催通知は新聞、FAX 等で関係者に知らせる。